

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年10月及び5年11月から6年10月までは41万円、同年11月から7年12月までは36万円、12年12月から13年11月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から17年3月31日まで  
ねんきん定期便の記載を見ると、私が勤務していたA社における標準報酬月額の記録が実際に支給された給与より低く記録されていた。  
当時の給料支払明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、i) 申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額により、平成4年10月及び5年11月から6年10月までは41万円、同年11月から7年12月までは36万円、ii) 申立人の住所地を管轄するB市税務課から提出された13年に係る所得・課税状況等調査回答書に基づいて推認できる保険料控除額により、12年12月から13年11月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行

については、給料支払明細書及び所得・課税状況等調査回答書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書及び所得・課税状況等調査回答書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年6月から同年9月までの期間、同年11月から5年3月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致しており、同年4月の給料支払明細書は無いものの、前後の期間の保険料控除額が同額となっていることから、同月においてもオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていると考えられる。また、13年12月から17年2月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が申立人の住所地を管轄するB市税務課から提出された14年から16年までに係る所得・課税状況等調査回答書、申立人から提出された同年に係る給与所得の源泉徴収票、申立人の住所地を管轄するC税務署から提出された17年に係る所得税の確定申告書により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又は低額であることから判断して特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成8年1月から12年11月までについては、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、A社の事業主も「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額及び報酬月額を確認することはできず、このほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA丸（船舶所有者はB社）における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年1月から同年3月までは75円、同年4月から同年7月までは80円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から同年8月16日まで

私の亡き夫は、船会社に勤務し、後に海軍の水兵になったが、原爆が投下され、大変なことになっているので、現地に派遣され、死体の処理をし、終戦を迎えたと生前に話していた。

昨年、年金事務所から夫に係る船員保険被保険者記録が見つかったと連絡があった。しかし、生前に私が聞いた話では少なくとも終戦日である昭和20年8月15日まで、夫は勤務していたはずである。調査して訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の供述により、申立人が申立期間にA丸に乗船していたことが推認できるが、申立人の同船における船員保険被保険者記録は、オンライン記録によると、資格取得日が昭和19年12月20日、資格喪失日が20年1月1日となっている。

しかしながら、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人が昭和19年12月20日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の記載があるものの、資格喪失日の記載は無い。

また、当該被保険者名簿の全員の備考欄に「20.4.1」と記載されている上、同名簿の全員の標準報酬等級が変更されており、申立人の標準報酬等級は7等級から4等級へ変更されていることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿の申立人を含め 17 人全員の資格喪失日欄は空欄となっているものの、そのうち 6 人は船員保険被保険者台帳に資格喪失日が記載されており、いずれも昭和 20 年 4 月 1 日以降であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の A 丸における船員保険被保険者資格の喪失日は、申立人の妻の供述から終戦日の翌日である昭和 20 年 8 月 16 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 丸における船員保険被保険者名簿の記録から、昭和 20 年 1 月から同年 3 月までは 75 円、同年 4 月から同年 7 月までは 80 円とすることが妥当である。

## 岩手厚生年金 事案 961 (事案 199 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月頃から 57 年 3 月まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者としての記録があるはずである。

私の厚生年金保険被保険者記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間のうち、昭和 55 年頃から 56 年頃までのC社に係る申立てについては、申立人は週 3 日の勤務であったと供述しているところ、同社は週 3 日勤務の者は厚生年金保険には加入させていなかったと回答していることなどを理由として、既に平成 20 年 12 月 17 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、前述の申立期間を含む昭和 54 年 4 月頃から 57 年 3 月まではA社に勤務していたことを思い出したとしているところ、複数の同僚の供述及びB社から提出された申立人の履歴書により、時期及び期間は不明であるが、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』を保管しているが、申立人の記載が無いことから厚生年金保険には未加入であったと判断される。」との回答があった。

また、当該事業所が加入しているD年金基金に照会したが、申立人の加入記録は確認できないとの回答があった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立

期間において申立人の記録は無く、被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。